

令和元年9月26日
原子力安全対策課
(31-19)
<13時00分資料配布>

**美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請について
(大山火山の噴火に伴う降下火砕物の層厚評価の見直し)**

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、原子力規制委員会からの措置命令^{※1}を受け、美浜発電所3号機、高浜発電所1～4号機、大飯発電所3、4号機における大山火山の噴火に伴う降下火砕物^{※2}の層厚評価を見直し、本日、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請を行った。

なお、本変更手続きに伴う設備の設計変更や改造工事等はない。

※1 大山火山の大山生竹テフラ(DNP)の噴出規模の見直しに係る原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づく命令(令和元年6月19日)

平成31年度第4回原子力規制委員会(H31.4.17)において新たに認定した事実(噴出規模は11km³程度と見込まれること等)を前提として、令和元年12月27日までに原子炉設置変更許可申請を行うこと

※2 火山が噴火した際に噴出する火山灰や火砕流等

問い合わせ先(担当:有房) 内線2352・直通0776(20)0314
--

大山火山の噴火に伴う降下火砕物の層厚評価の見直し

【申請の概要】

- ・噴出規模を見直し、既許可と同様に降下火砕物シミュレーション(Tephra2)を実施
- ・シミュレーション結果に基づき、降下火砕物の最大層厚を算出
- ・発電所の建屋や設備が降下火砕物の重量に耐えられること、建屋内の機器の吸気や排気に影響がないことを確認

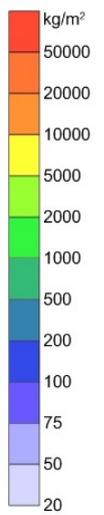
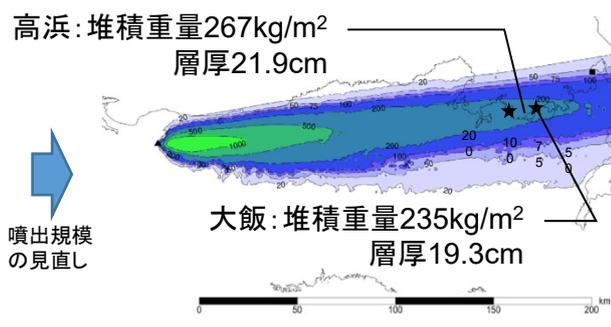
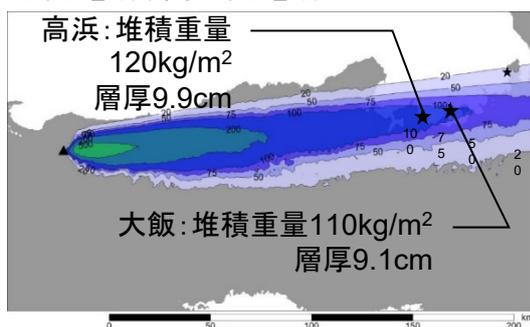
【降下火砕物*の最大層厚】

発電所	現在の設置変更許可		今回の申請	
	噴出規模	層厚	噴出規模	層厚
美浜発電所	5km ³	10cm	11km ³	15cm
高浜発電所				25cm
大飯発電所				22cm

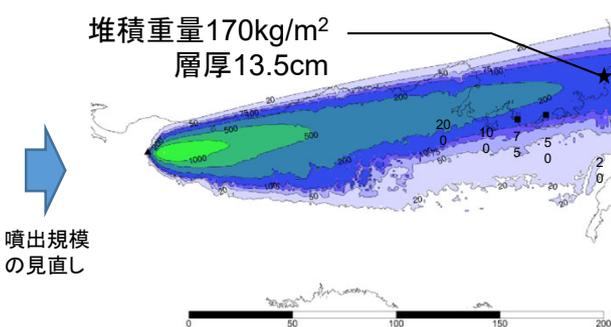
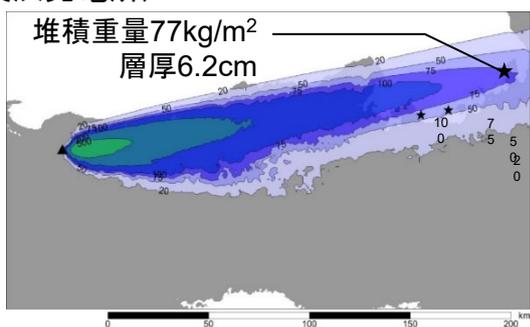
* 火山が噴火した際に噴出する火山灰や火砕流など

【降下火砕物シミュレーションの結果】

(大飯発電所、高浜発電所)



(美浜発電所)



(参考)原子力規制委員会「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について」(2019年6月19日 原規規発第1906193号)

○命令の内容

関西電力は、原子力規制委員会が新たに認定した事実を前提として原子炉等規制法第43条の3の6第1項の基準に適合するよう、原子炉設置変更許可の基本設計ないし基本の方針を変更すること。

このため、2019年12月27日までに原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可に係る申請をすること。

「平成31年度第4回原子力規制委員会において新たに認定した事実」

- ・大山生竹テフラ(DNP)の噴出規模は11km³程度と見込まれること。
- ・大山倉吉テフラ(DKP)とDNPが一連の巨大噴火であったとは認められず、前記噴出規模のDNPは本件発電用原子炉施設の火山影響評価において想定すべき自然現象であること。